

様式 9

一般競争入札仕様等に関する質問・回答書

令和6年11月27日

公告日	令和6年11月8日
業務名	福島県環境創造センター電気供給業務
質 問 事 項	
1	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。
2	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例: 庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
3	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
4	燃料費調整額等について、仕様書 3 (1) にて「当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による」と記載がありますが、適用する約款名を教えてくださいませんか(例: 最終保障供給約款)。
5	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、当該地域を管轄する一般送配電事業者が最終保障供給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算しますが、これについては、応札時点において適用されている算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することよろしいでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。
6	当該地域を管轄する一般送配電事業者が最終保障約款において適用している「市場価格調整」(燃料費等調整とは別に設定されているものです。)については、弊社落札となった場合は、その適用ができませんがご了承いただけますでしょうか。
7	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
8	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。

回 答 事 項

- 1 「Q&A 32 」参照願います。
- 2 「Q&A 33 」参照願います。
- 3 「Q&A 34 」参照願います。
- 4 「Q&A 35 」参照願います。
- 5 「Q&A 36 」参照願います。
- 6 差支えありません。
- 7 「Q&A 37 」参照願います。
- 8 「Q&A 38 」参照願います。